

2 名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

(令和5年4月～令和6年3月) ※特記以外は令和6年3月末時点

I 障害者差別に関する相談、調査及び調整

1 障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※ () 内は、対応延べ件数

(単位：件)

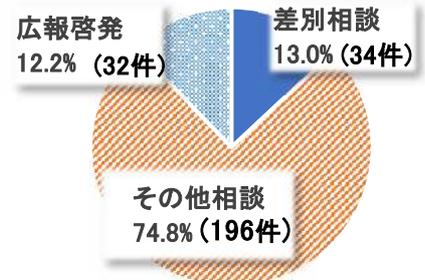
	センターに直接 寄せられた相談	地域の相談窓口 から、センターへ 引継がれた相談	地域の相談窓口が 受け対応した相談	総 計
差別相談	29 (589)	3 (6)	2 (2)	34 (597)
その他相談	188 (503)	2 (9)	6 (14)	196 (526)
広報啓発	32 (84)	-	-	32 (84)
総 計	249 (1176)	5 (15)	8 (16)	262 (1207)

【地域の相談窓口】

区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター

【相談の内訳】

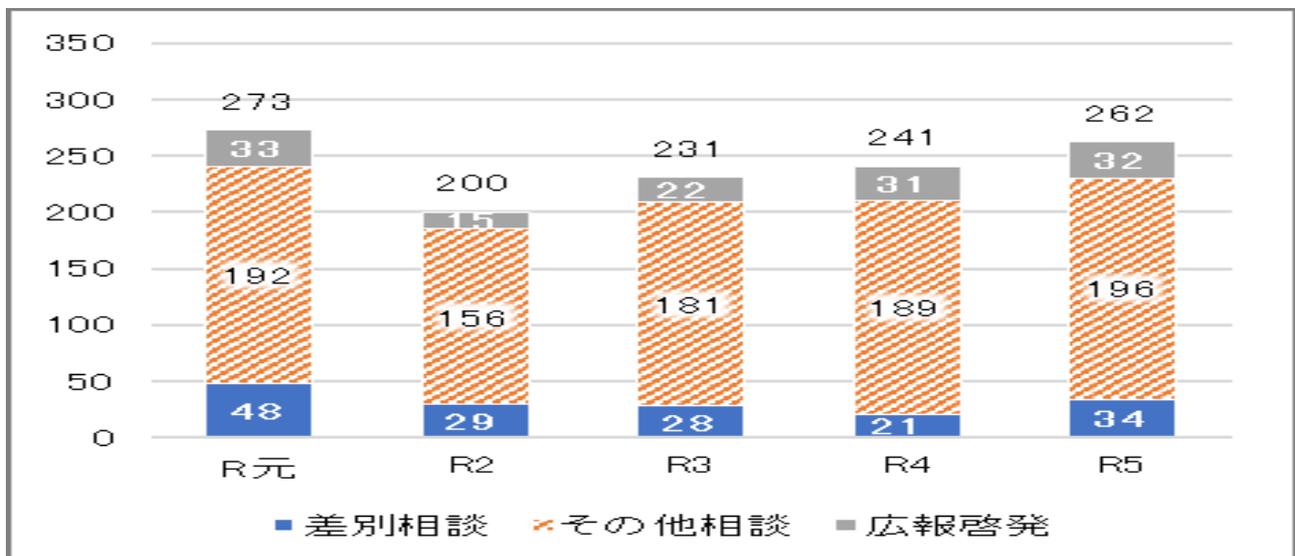
- ・差別相談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
- ・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
- ・広報啓発：出前講座の依頼 など



センター及び地域の相談窓口に寄せられた相談の総件数は、262件（延べ1207件）で、昨年度に比べ21件増加しました。このうち、差別相談は34件（延べ597件）となり、昨年度より13件増えました。地域の相談窓口での対応件数が8件あり、事業者からの相談も、差別相談34件中2件、その他相談196件中16件ありました。

【参考】相談受付実数(年度別)

(単位：件)

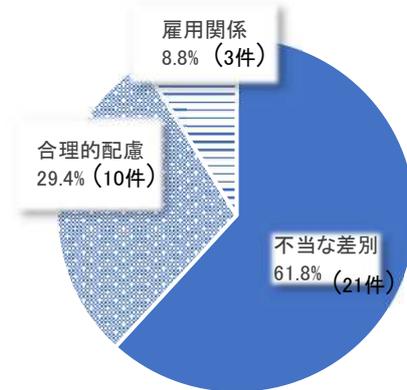


2 センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

(1) 差別の分類

(単位：件)

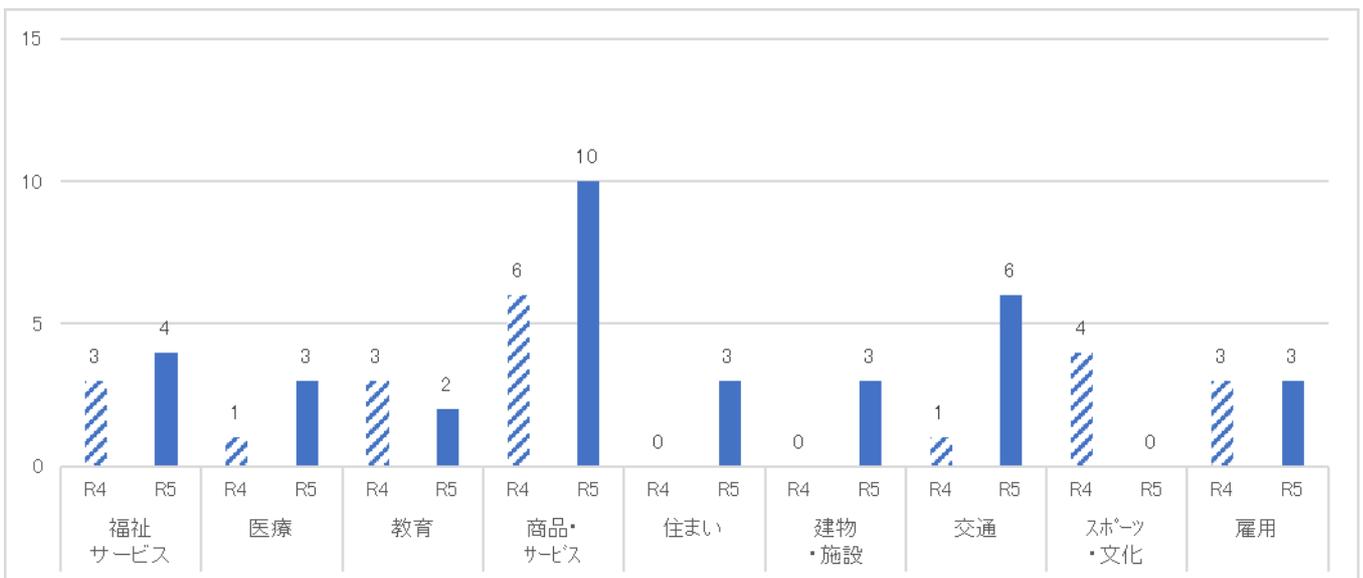
差別の分類	R4	R5
不当な差別	14	21
合理的配慮	4	10
一般私人関係	0	0
雇用関係	3	3
総計	21	34



センターが差別相談として受理し対応した事案は、【別表】のとおりです。この中には、地域の相談窓口から対応を引き継いだもの（3件）も含まれています。

(2) 相談分野

(単位：件)



【相談分野の例】

- ・「商品・サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- ・「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- ・「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- ・「交通」…電車、バス、タクシーなど
- ・「スポーツ・文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

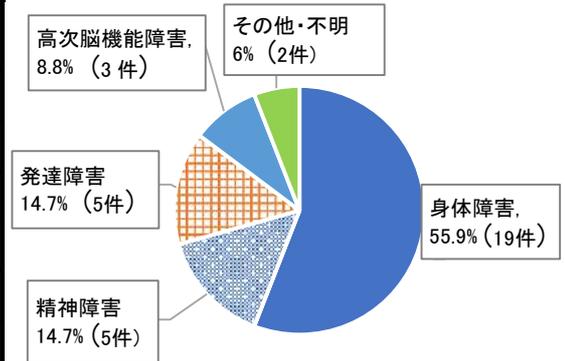
「商品・サービス」の分野での相談が10件と最も多く、うち1件は事業者からの相談でした。

「交通」の分野6件のうち、1件は事業者からの相談、3件は車いすユーザーの方からタクシー及び市バスの利用に関する相談、2件は視覚障害のある方から鉄道の駅での誘導に関する相談でした。

(3) 当事者の主たる障害種別

(単位：件)

障害種別	R4	R5			
		計	男	女	不明
身体障害	12	19	12	6	1
視覚	2	7	3	3	1
聴覚	4	5	5	0	0
盲ろう	0	0	0	0	0
肢体不自由	5	7	4	3	0
内部	1	0	0	0	0
知的障害	1	0	0	0	0
精神障害	4	5	2	3	0
統合失調症	0	0	0	0	0
うつ病	3	3	1	2	0
双極性障害	0	0	0	0	0
不安障害	0	0	0	0	0
その他・不明	1	2	1	1	0
発達障害	3	5	3	1	1
広汎性	1	3	2	1	0
学習障害	0	0	0	0	0
その他・不明	2	2	1	0	1
高次脳機能障害	0	3	3	0	0
難病	0	0	0	0	0
その他・不明	1	2	1	0	1
総計	21	34	21	10	3



差別相談34件のうち、身体障害のある方からの相談が最も多く19件ありました。視覚障害と肢体不自由のある方からの相談がそれぞれ7件と最も多く、聴覚障害のある方5件のうち2件は、電話リレーサービスを介しての相談でした。

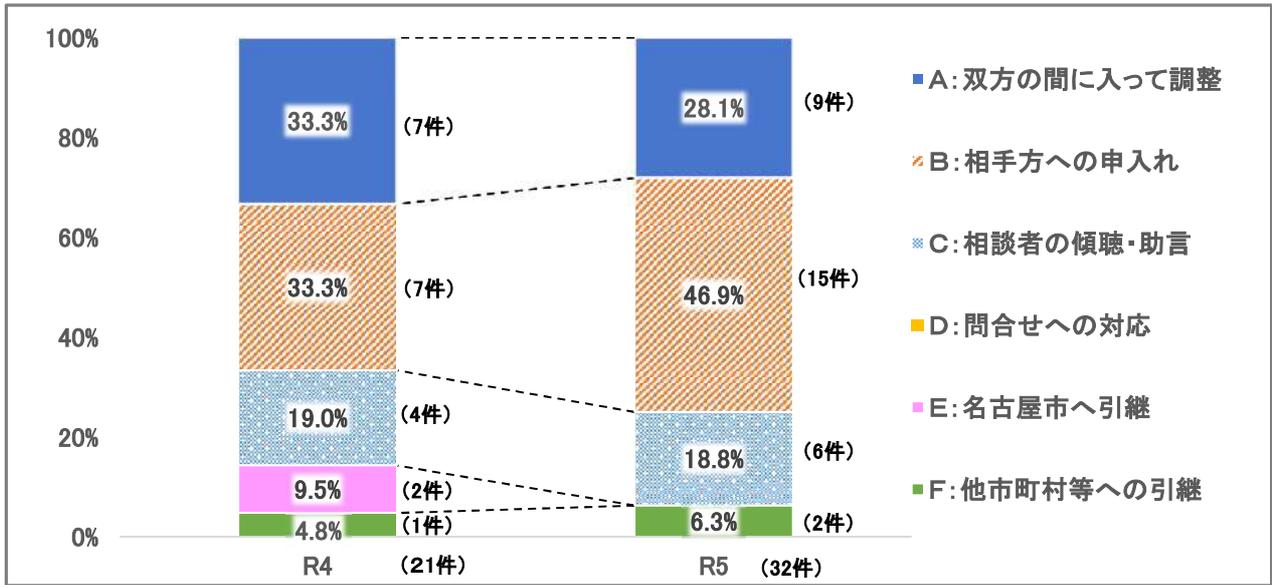
障害種別と性別が共に不明の1件は、「市民の声」からの相談でした。

※事業者からの相談

障害のある方がより利用しやすい事業所を目指すため、事業者より環境の整備や合理的配慮について相談がありました。点字ブロックや触知案内図等のバリアフリーについて、懸念点と改善案を挙げ、障害のある方への対応に関して意見交換を実施しました。

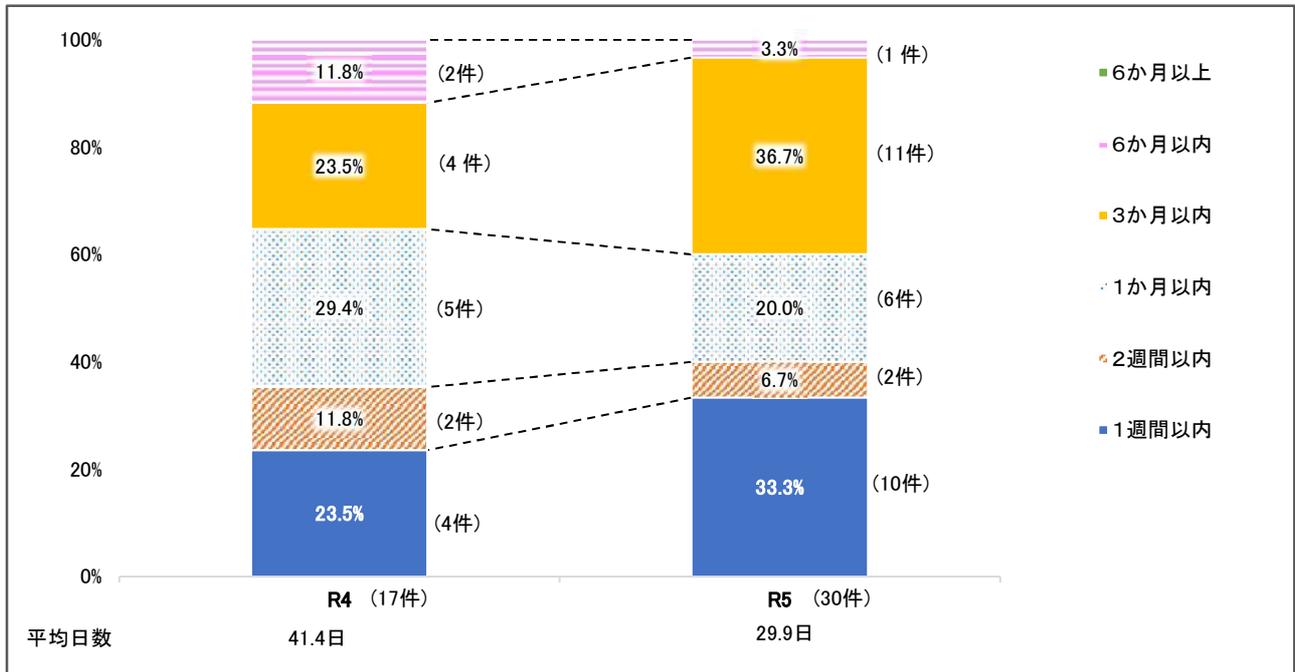
3 センターにおける差別相談の対応状況

(1) センターによる調整の状況



センターが対応した差別相談32件（地域の相談窓口が対応した2件を除く）のうち24件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記A及びB）を行いました。

(2) 終結に至るまでの所要日数



センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談30件中29件は、3か月以内に対応を終結し、うち10件は1週間以内に終結しています。終結に至るまでの平均日数（29.9日）は昨年度に比べて短くなりました。

II 連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。

実績	R元	R2	R3	R4	R5
開催回数	12回 (0回)	8回 (6回)	7回 (3回)	10回 (1回)	12回 (1回)
審議件数	109件	53件	37件	40件	66件
1回あたりの審議件数	9.1件	6.6件	5.3件	4.0件	5.5件

※ (): オンライン開催回数

III 障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

1 地域の相談窓口従事者向け研修

「地域の相談窓口」(区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター)に従事する職員を対象に、障害者差別解消法等について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研修内容	参加人数
1	5月30日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消について～国連障害者権利委員会の総括所見をふまえて～」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長 田中 申明 氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応のポイント」 名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田	25人
2	8月10日 (来場)	○講義「名古屋市の特別支援教育について」 名古屋市教育委員会指導部指導室 指導主事 岩井 圭志 氏 ○事例検討(グループワーク) ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター 職員	17人
3	10月17日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消法改正のポイント～基本方針を読み解く～」 弁護士、田嶋・水谷法律事務所 川瀬 麻絵 氏 ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田 ○障害者差別解消法の改正に係る名古屋市の対応状況等について	8人
4	2月28日 (来場)	○講義「発達障害の理解と対応」 名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」 小川 真紀 氏 ○事例検討(グループワーク) ★虐待相談センターと合同開催	7人

2 その他の研修

愛知労働局、ハローワーク、障害者差別相談センター各相談窓口が対応する障害者差別相談について知り、今後の相談対応や連携に生かすことを目的に第1回障害を理由とする差別に関する相談勉強会を実施しました。

日 時：令和5年6月14日（水）午後2時～3時半

参加者：愛知労働局・ハローワーク・障害者差別相談センター・障害企画課職員 11人

会 場：総合社会福祉会館 権利擁護推進部会議室

内 容：各相談窓口における「障害を理由とする差別相談」について知る

IV 障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

1 出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例等について、受講者等の状況に合わせて、対面の他にオンライン（令和5年度1件）でも実施しました。

受講対象	R3	R4	R5
	件数（参加人数）	件数（参加人数）	件数（参加人数）
当事者（本人・団体）	2件（11人）	1件（6人）	1件（5人）
事業者（福祉サービス）	6件（174人）	8件（286人）	18件（308人）
事業者（一般）	3件（45人）	5件（101人）	6件（155人）
市・区役所等	0件（0人）	4件（89人）	4件（196人）
一般市民	7件（343人）	9件（572人）	6件（196人）
地域関係団体	4件（53人）	4件（110人）	0件（0人）
合 計	22件（626人）	31件（1164人）	35件（860人）

2 企業向けセミナー

令和6年度から民間事業者における合理的配慮の提供が法的に義務化されることに鑑み、障害に対する理解促進や障害のある方に対する差別解消を主体的に取り組むきっかけづくりを目的に実施しました。

日 時：令和5年11月22日（水）午後2時～4時

会 場：総合社会福祉会館 研修室（北区清水4-17-1 7階）

開催方法：来場型とオンライン（ハイブリッド）

内 容：第1部 改正障害者差別解消法について

講師：川瀬 麻絵氏（弁護士）

第2部 障害を理解しよう

講師：佐藤 一人氏（聴覚障害当事者）、竹内 ゆかり氏（視覚障害当事者）

第3部 アイマスク体験（来場参加者のみ）

講師：名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業事務局

参加者数：来場参加者数6人 オンライン参加者8人 合計14人

3 市民講演会

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、考えるきっかけをつくることを目的に実施しました。

日 時：令和6年3月2日（土）午後1時30分～4時

会 場：中区役所ホール（名古屋市中区栄四丁目1番8号）

内 容：テーマ「差別や偏見のない共生社会をめざして」

第1部 大前 光市氏（義足のプロダンサー）

トーク&パフォーマンス「誰にでも輝ける場所がある」

特別出演 KAZUKI 氏（手話パフォーマー）

第2部 トークセッション「共生社会の実現について考えよう！」

コーディネーター 田中 申明氏（弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長）

登壇者 大前 光市氏、KAZUKI 氏、川瀬 麻絵氏（弁護士）

神村 昌克（障害者差別相談センター統括責任者）

参加者数：313人

4 その他の広報関係

（1）センターニュースの発行（第15号・第16号）

センター業務への理解と周知のほか、関係者の意識や対応力の向上を図ることを目的として、第15号・第16号を5月・11月に地域の相談窓口（61か所）及び市内ハローワーク（3か所）の他、各区の障害者自立支援連絡協議会等に送付しました。

（2）民間事業者意識調査（アンケート）の実施

事業者における障害のあるお客様への対応に関する現状の認識や意識を把握し、今後のセンターの事業運営に生かすためアンケートを実施しました。

調査期間：令和5年9月1日（金）～令和5年9月29日（金）

調査方法：相談事案関係事業者、出前講座参加事業者等へアンケートを郵送。

名古屋市商工会議所「メールマガジン」等によるwebアンケートの実施。

回 答 数：150件

結果報告：センターホームページに掲載（令和6年2月）

（3）事業者向け相談事例集の作成

令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されるにあたり、事業者の障害に対する理解の向上、障害者差別解消の推進を目的として、センターが対応した相談を基にした事例集を作成しました。

周知方法：センターホームページに掲載・市内事業所や関係機関等に送付（令和6年3月）

（4）駅スクエアビジョン広告（デジタルサイネージ）の実施

期 間：令和6年3月4日（月）～令和6年3月31日（日）

時 間：6時～24時

場 所：名古屋駅地下通路（桜通口）